

平成22年6月21日

和解協議に臨む国の基本的な考え方について

1 国の基本的な姿勢

集団予防接種は、周知のとおり、各種感染症の予防や撲滅などに顕著な効果を発揮し、多くの国民の生命・健康を守るとともに、我が国の公衆衛生の改善に大いに役立ってきました。しかし、その実施に際し、注射器の連続使用などが行われ、接種を受けた方々の中にB型肝炎ウイルスに感染された方々が存在することは事実です。平成18年最高裁判決においては、5名の方々について国の法的責任が認められています。

国は、昨年11月に成立した肝炎対策基本法を受け、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を新たに助成対象に追加するなど肝炎医療費助成の拡充や診療・検査体制の進展・改良を行ってきました。国は、こうした各種の施策を充実させていくとともに、今般、和解協議の席に着くことにいたしました。

国は、引き続き、肝炎に感染されている方々が安心して暮らせる環境づくりに意を注ぎながら、本件訴訟についても、裁判所の適切な仲介をいただいで、誠実に協議を行っていく所存です。

2 和解協議の在り方について

国は、今般の和解協議において、最高裁判決で認められた法的責任を前提として、肝炎に感染されている方々はもとより、広く国民の理解と協力を得られるような解決を目指してまいります。

B型肝炎ウイルスの感染経路は多岐にわたり、集団予防接種以外にも様々な感染経路があります。そこで、集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染したことの証明方法などについて、最高裁判決における判断枠組みや最新の医学的知見を踏まえて普遍性のある一般的な基準を検討し、これを救済の方法や内容を協議するための前提とすることが必要であると考えます。

具体的な和解協議の在り方としては、

- ① 集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染したこと及び病態・症状の程度などについて、適切な証拠や資料をまず確認すること
- ② その上で、それぞれの病態や症状に応じた適切な救済の方法や内容などを検討すること

この2つが必要不可欠の手續であると考えています。

3 次回の和解期日について

国は、この和解手續において、中立公平な裁判所の仲介の下で、普遍性のある解決基準をつくり、和解による解決を実現していく所存です。そのため、真しに提案し、誠実に協議を行ってまいります。

次回期日においては、このような前提の下で、集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染したこと及び病態・症状の程度などを、どのような証拠や資料などによって確認していくのか、また、そのための手順などについて一定の合理的なルールを提案したいと考えています。

以上